

然るに、獨り臨時教育養成所の出身者に限つては、就職の際に於てこそ、該所の管理者なり主任教授なりの盡力に對して、充分の感謝を捧げると共に、該所設置の學校に對しても、充分の感謝を捧げると共に、相當の愛着を有してゐるに相違ないが、一度當時の管理者や主任教授がその學校を去つた後では、僅に教を受けた教官に對する師弟の情誼があるに過ぎなくなり、而もそれ等の教官までも去るに至つては、母校としては、小學校と中等學校とに過ぎず、殊に、中等學校卒業者たらざるものは、小學校だけであり、洵に心寂しいことであらうと思ふ。固より、苟も一旦身を教育界に投じた以上は、母校などを背景とせず、飽迄自力を以て運命を開拓するだけの意氣と努力とを堅持すべきは云ふまでもないが、實際は必ずしもさうばかりは行かぬものらしく、本校に於ても、同窓會などに出席する者は、一人も無い有様である。

母校を有しない者は寂しい。母校愛を感じないことは、人しても物足りない。沉んや教育者に於て特に然りとする。

第六節 思想界の推移と龍南人

前記に於ても、社會主義的急進思想の影響を蒙り、甚しきに至りては、革命なる語を無造作に使つてゐる向もないではないが、大體よりすれば、ヒュマニズム、ナチュラリズム、デカダニズム等の文學的色彩の濃厚になつたことを覺える。然るに本期に於ては、單に我が龍南のみならず、中學生や女學生までが赤化されて、勞働爭議に加はると云ふ有様で、その趨く所底止するを知らざるの概があり、愛國の士をして、一旦國家有事の際に於て

左翼的方面の動向

は、如何なるべきかと患へしめた程であつた。而して前期の終り頃即ち大正五年、吉野作造氏が、中央公論誌上にデモクラシーを喧傳し、河上肇氏が、貧乏物語を著して、青年學徒に愛讀されたのは、掩ふべからざる事實である。加ふるに、大正七年、東京帝國大學學生の一部が、新人會なるものを組織し、人類解放の新機運に協同してその促進に努力すること、現代日本の合理的改造運動に従事すること、等を目標として活動を開始したことも亦、忘るべからざる事の一つであらう。然るに、今期の當初大正八年、河上肇氏の社會問題研究の創刊を見、大正九年には、東大助教教授森戸辰男氏のクロボトキンの社會思想の研究と云ふ論文による筆禍事件があり、東京上野公園兩大師前に於ける第一回メーデーや、日本社會主義同盟の創立などを見、大正十一年には、京都に於て全國水平社創立大會が開かれ、又、日本農民組合なるものが、杉山元治郎・賀川豊彦氏等に依つて組織せられ、各地に於ける小作爭議や勞働爭議の頻發の爲に、内務省には社會局が設置さるゝに至つたのである。

翌十二年九月一日の關東大震災もさることながら、わけて十二月二十七日、開院式當日に起つた虎の門事件、それに伴ふ山本内閣の總辭職に至つては、恐懼の極みであるが、六月に起つた第一次日本共産黨事件も、社會の耳目を聳動せしめたものである。かくて大正十二年五月には、マルクス主義なる雜誌までが創刊せられ、同月又、マルクス百年祭を期して、社會科學聯合會なる名稱の下に、學生運動の全國的結成を出現せしめ、六月には、文藝戦線なるプロレタリア文藝雜誌の發刊せらるゝ等、その波及する所、實に恐るべきものがあつたのである。翌年七月には、京都帝國大學に於て、學生社會科學聯合會なるものが催され、一面、所謂福本イズムの喧傳も亦、無産運動に異常の影響を與へたものであるが、十五年一月には、遂に所謂京大事件なるものが起り、多數

學生の收監を見るに至つたのである。而してこの年に於ける勞働爭議は、四百九十五件、その人員六萬七千、小作爭議は、二千二十九件、その人員十一萬と計せられてゐることを以てするも、思半に過ぐるものがあるであらう。

昭和三年三月には、第二次日本共産黨の檢舉が行はれ、四月には、京都・九州兩帝國大學教授數名の辭職があり、同月又、東大の新人會や、京大の社會科學會も遂に解散を命ぜらるゝに至り、昭和五年一月には、第三次日本共産黨の檢舉が行はれ、東大教授中にも免官された者があると云ふ風に、赤色も漸く褪せて來たのである。

然らば右翼的方面は如何と云ふに、大正七年四月の愛國團體大正赤心會、大正八年十月の大日本國粹會、大正十五年三月の國本社、昭和六年一月の血盟團、同年四月の愛郷塾、昭和七年一月の國維會、同年二月の神武會等の出現あり、同年六月には、大日本生産黨・神武會・新日本國民同盟・日本國家社會黨等の共同戰線として、國難打開聯合協同會なるものが起り、同年八月には、文部省に於ても、國民精神文化研究所を開いて、轉向學生の思想善導に力を注ぐことになつたのである。若し夫れ昭和六年九月十八日の滿洲事變、同七年一月二十八日の上海事變、同年五月十五日の所謂五・一五事件、向九年二月二日の尊氏論問題、同十年八月三日の國體明徴の聲明、同十一年二月二十六日の所謂二・二六事件等は、一は以て社會人心の動向を察すべく、一は以て國民思想に及ぼせる影響を察すべきであらう。

以上は、今期に於けるその一斑を示したに過ぎないのであるが、マルクス主義若くは社會科學研究が、特に熾になつた大正十二年以降の數年間は、全國の青年學徒に甚大なる反映を來したのであるから、吾が校に在りても、固よりその例外に立つべきわけもなく、それ等の思想研究の團體が生じたばかりでなく、遂には大正十五年

右翼的方面の動向

本校に於ける思想團體

溝淵校長の善處

社會科學研究會に關する報告書

三月の市電爭議にまで活躍するの有様で、大正十二年に起り、現存してゐるところの東光會の如きは、その反動とも云ふべきであらう。かかる状態に善處せる校長始め生徒主事の苦心も、一方ならぬものがあつたのは云ふまでもなく、殊に、溝淵校長在職十年間に於ける苦衷と盡瘁とに至つては、洵に察するに餘りあるものがあり、多少の波紋はあつたにせよ、大禍なく済んだことは、國家の爲にも、學校の爲にも、生徒の爲にも、信に慶賀に堪へないのである。今その一例を示せば、昭和二年社會科學研究會について、溝淵校長より、文部省に報告せるものに、次の如きものがある。

十月七日ヨリ一週間全國學生社會科學聯合會各種々ノ手段ヲ以テ活躍スル旨豫ジメ承知シ居リシヲ以テ充分ニ注意シ警戒ヲ怠ラザリシ處一向活動スル風ナク只學校掲示場ニ一枚校外(學校附近)ニ二枚社會科學ノ研究ヲセヨト云フ意味ノ宣傳ビラヲ貼りタルモ、前者ハ生徒登校時刻以前ニ氣付キ直ニ剥取り後者ハ多少時刻オケレタルモ學校ト警察ノ手ニテ剥取りタリ、其他プロレタリア藝術ト云フ雜誌ノ購讀勧誘ノ廣告ビラヲ掲示シタキ旨願出デシモ生徒監ノ方ニテ許可シ難キ旨ヲ説キ聞カシ中止セシメタリ、尙ホ小職ノ最モ警戒シタルコトハ毎年ノ行事トシテ熊本ニ在ル四高専門學校聯合演說會ガ十五日ニ開催サル、事ナリシガ、十二日締切迄二十九名ノ原稿提出者(例年ヨリ多數)アリ、一々嚴査シテ理由ヲ個人別ニ云ヒ聞カセ七名ハ不許可、數名ニ訂正ヲ命ジタルモ案外理窟ヲコネル者モ無ク溫和ニ引取り、十三、十四ノ兩日ニ開キタル代表演說者豫選會モサシタル事ナク、又聽衆者モ至リテ少ナク十五日ノ聯合演說會モ無事ニ終了ヲ告ゲタリ。

右及回報候

龍南會及
演說會に
及ぼせる
影響

右の一文に於ても察せらるゝ如く、當時の演說會は勿論のこと、「龍南」の内容の如きも、從來と大いにその趣を異にし、兩部の委員に、思想的に偏した者の多かつた爲か、全龍南人よりすれば、雜誌を繕いても、演說を聽いても、餘り興味を唆られず、味讀し傾聽する者も至つて少かつたのは事實である。更に學校として、大いに厄介視したのは、龍南會の組織改革の問題であつた。少しく長文ではあるが、昭和四年に成れる溝淵校長の手稿にして、學生部長宛に報告せる全文を引用することにした。

龍南會改
革運動に
關する報
告文

校友會改革運動ニツキ學生部長ニ報告ノ件

本校ニ於テハ去ル大正十二年春初メテ龍南會(校友會)總務委員ヨリ會長ニ對シ龍南會組織改革ノ要求ヲ提出セリ。爾來昭和三年春新ニ選出セラレタル總務委員ガ會員一同ニ對シ今後斯ル要求ヲ提出セザルコトヲ宣言スルニ至ル迄前後五ヶ年ニ互リ該要求ハ毎年新ニ選出セラレタル總務委員ニヨリ提出セラレタリ。龍南會組織改革運動ハ最初二年間ハ微溼的ナリシモ其後ノ三年間ハ其勢猛烈ナリキ。而シテ該問題ニ就キ學校ト交渉ノ任ニ當リシハ龍南會總務委員ナリシモ該運動ノ中心ハ左傾生徒ナリキ。彼等ハ常ニ背後ヨリ總務委員ヲ操縦シ總務委員ハ其ノ傀儡ニ過ギザルノ觀アリタリ。彼等ハ初メ總務委員ヲシテ學校ト交渉セシメシモ要求ノ容易ニ容レラレザルヲ見ルヤ改革既成委員會ヲ組織シテ其ノ會員トナリ終ニ自ラ表面ニ立チテ學校ト交渉スルニ至レリ。而シテ學校ニ於テハ教頭、生徒監專ラ彼等ト折衝セシモ時ニ校長モ亦此ニ參加セリ。彼等ハ生徒ト折衝ノ際生徒ガ甚シク常軌ヲ逸シタル言論ヲナシタル時之ヲ叱責セルコトナキニアラザリシモ可成冷靜ナル態度ヲ以テ生徒ニ接シ溼言以テ彼等ノ思想ノ誤謬ヲ指摘シ又彼等ノ提案ノ實行シ得ベカラザルヲ説明シ彼等ヲシテ自カラ其

ノ誤レルヲ悟ラシムルニ努メタリ。其ノ結果彼等ハ學校ノ意志ノ鞏固ニシテ之ヲ動かスコトノ到底不可能ナルヲ知り又彼等ノ中生徒ノ提案ノ誤レルヲ覺ル者生ジ終ニ昭和三年龍南會組織改革運動ノ消滅ヲ見ルニ至レリ。龍南會組織改革運動ノ消滅スルニ至レル理由猶ホ他ニ是レアリ。本校ハ前校長時代ヨリ毎年夏期休業ノ際第七高等學校造士館ト野球試合ヲナシ來リ兩校生徒間ノ競争年ト共ニ激烈ニ赴キシガ大正十五年ノ仕合ノ際終ニ紛擾ヲ惹起スルニ至レリ。此ニ於テ兩校校長ハ協議ノ上之ヲ中止スルコトセリ。然ルニ對テ七高野球戰ハ龍南會ノ年中行事中生徒ノ最モ重キヲ置キシモノナリシヲ以テ生徒ノ多數ハ其ノ中止ヲ悦バズ之ヲ繼續センコトヲ希望セリ。左傾生徒ハ元來運動ニ趣味ヲ有セザルヲ以テ彼等ハ内心ニ於テハ對テ七高野球戰ノ續行其ノモノヲ希望スルモノニアラズ。然レドモ學校内ニ紛擾ヲ惹起シテ學校ノ權威ヲ失墜セシメ且ツ自ラ生徒間ニ勢力ヲ占メテ其ノ牛耳ヲ執リ斯クシテ全校生徒間ニ左傾思想ヲ傳播セシメンコトハ彼等ノ宿望ニシテ彼等ハ常ニ機會ノ來ルヲ窺ヒ居リシガ對テ七高野球戰續行運動ノ機運生徒間ニ醞釀セラレ、ヲ見ルヤ機逸スベカラズトナシ昭和二年對テ七高野球戰續行運動ヲ開始セリ。即チ彼等ハ校外ニ於テ或ハ檄文ヲ撒布シ或ハ生徒大會ヲ開ラキ決議文ヲ作成シテ之ヲ校長ニ提出シ又校外ニ於テ東大、京大、九大等ニ在學中ノ五高出身者ニ檄ヲ飛ばシテ其ノ對テ七高野球戰續行運動ニ援助ヲ與ヘンコトヲ懇請セリ。而シテ檄文ハ殆ンド總テ虛構ノ事實ヲ掲ゲテ校長ヲ攻撃セルモノナリキ。此ニ於テ校長ハ總務委員及ビ各組正副組長(野球戰續行運動ノ主動者タル左傾生徒モ亦其中ニアリタリ)ヲ召集シテ對テ七高野球戰續行ノ不可ナル所以ヲ説明シ併セテ檄文中ニ擧ゲラレタル事項ノ殆ンド總テガ虛構ナルコトヲ辨明セリ。而シテ當時(昭和二年五、六月頃)校長ハ校務ノ爲メ、福岡、京都、東京ニ出張セシヲ以

テ此等各地ノ大學ニ在ル五高出身者ノ主ナル者ヲ招集シ校内生徒ニ對シテ爲セルト同様ノ話ヲナシタリ。其ノ結果在校生徒竝ニ在大學五高卒業生ハ對七高野球戰續行ノ許可セラレザル理由ヲ理解シ且ツ野球戰續行運動ノ左傾生徒ノ爲ニスル所アル企ナルヲ感知セルヲ以テ之ニ左袒セザルニ至リ該運動ハ自然ニ消滅セリ。而シテ對七高野球戰續行運動ノ際左傾生徒ガ種々譎詐的言動ヲ爲セシコト全校生徒ノ間ニ明白トナリシヲ以テ彼等ハ甚シク其ノ信用ヲ失墜セリ。五高ニ於テ左傾生徒ガ其ノ勢力ヲ失フニ至レルハ實ニ此時ニ始マル。既ニ述ベタル如ク龍南會組織改革運動ノ中心ハ左傾生徒ナリシヲ以テ其ノ勢力ノ失墜ト共ニ該改革運動モ漸次下火ニ向ヒ昭和三年度ノ總務委員ハ終ニ其ノ中止ヲ宣言スルニ至リタリ。

龍南會組織改革運動ノ經過ハ上ニ陳述セリ。然ラバ彼等ハ龍南會ノ組織ヲ如何ニ改革セントセシカ既ニ述ベタル如ク該改革運動ハ五ヶ年間繼續シ其ノ間總務委員ヲ代フルコト六度(任期中總務委員ノ辭職セシコト一度アリシ故)總務委員ノ代ル毎ニ其ノ主張モ多少變化シ又同一ノ總務委員ト雖學校ノ所説ヲ聽キテ其ノ考ヲ變更セル所アリシヲ以テ生徒ノ主張スル所終始同ジカリシニアラズ。然ルニ次ニ掲グル三項ハ五ヶ年間ヲ通ジ總テノ總務委員ノ主張セシ所ニシテ實ニ改革案ノ骨子タリシモノナリ。

一、各組ヨリ二名ノ代議員ヲ選出シ代議員會ヲ組織ス

二、代議員會ニ於テハ生徒ノ利害ニ關係アル一切ノ事項ヲ附議ス

三、代議員會ノ決議ハ實行委員之ヲ學校ニ提出シテ許可ヲ受ケ其ノ實現ニ努ム

今右ノ三項ニ就テ考察スルニ凡ソ學校ノ關係事項ニシテ直接又ハ間接ニ生徒ノ利害ニ關係ヲ有セザル者一トシ

テ之レ有ルナシ。故ニ代議員會ニ於テ生徒ノ利害ニ關係ヲ有スル一切ノ事項ノ討論ヲ許ルス時ハ終ニ生徒ハ學校行政ニマデモ容喙シ甚シキハ學校騒動ヲ惹起スルニ至ル虞アリト思考セルヲ以テ代議員會ノ議題ニ就テハ豫メ會長ノ許可ヲ受クルコト、スベキ旨ヲ説キ生徒ノ利害ニ關係アル一切ノ事項ヲ討論セントスル生徒ノ提案ハ之ヲ許可セザリキ。

次ニ生徒ノミニテ代議員會ヲ組織シテ決議ヲ作成シ學校ノ許可ヲ求メ來ル時該決議ニシテ學校ノ許可シ得ベキモノナリシナラバ問題ヲ生ゼザルモ代議員會ノ決議中學校ノ許可シ得ベカラザルモノ、現ハレ來ルコトアルハ之ヲ豫想シ置カザルベカラズ。而シテ斯ル決議ノ提出セラレタル時學校ノ之ヲ許可スベカラザルハ元ヨリ言ヲ待タザル所ナリトス。然ルニ此際生徒ハ果シテ素直ニ學校ノ言ヲ聽キテ該決議ヲ撤回スベキカ。蓋シ生徒ハ代議員會ノ面目ヲ考フルヲ以テ假令内心ニ於テハ學校ノ言ヲ所ノ是ナルヲ知ルモ之ニ聽從セズシテ飽迄モ代議員會ノ決議ヲ固執シ猶ホ學校ノ橫暴壓制ヲ叫ビ學校ノ平和ヲ攪亂スルニ至ルノ虞アリ。故ニ學校ハ現在ノ龍南會役員會ニ於ケル如ク校長ヲ議長トシ教授生徒相會シテ共ニ龍南會ノ重要事項ヲ相談スル方宜シキ旨ヲ諭シ生徒ノミニテ代議員會ヲ組織シテ決議ヲ作成シ之ヲ學校ニ提出シテ其ノ許可ヲ受ケントスル生徒ノ提案モ亦之ヲ許可セザリキ。

以上述べ來レル所ニヨリテ明ナル如ク龍南會組織改革運動ハ左傾生徒ノ所謂自由獲得運動ニ外ナラザリシヲ以テ之ヲ阻止セシハ當然ナリト信ズ。

尙この外、「龍南」の内容に就きても一言すべきではあるが、他日に譲ることとして茲には省く。而して社會の

第二保證人規定

盟休事件
と思想的
背景十時校長
の答申

思潮が、日を累ねて平靜に歸するや、青年子弟も亦、次第に思想穩健となり、その間必ずしも絶無とは申さぬが、社會の注意を惹くが如き事件もなく、昭和四年四月以後の入學者に對しては、第二保證人規定を設けて、父兄たる保證人の外に、教授中に就いて第二保證人を依頼せしめ、以て師弟の關係を親密にし、誘掖善導に力を注ぐこととなり、昭和七年三月三日、告別式の當日より起つたところの盟休事件に至つても、その思想的背景乃至聯絡を懸念されたものではあるが、事件の推移と落着とより察する時は、殆ど無いと申しても差支ないであらう。されば昭和八年、文部省學生部長より學校長宛、思想上の轉向者により生徒に及ぼしたる影響に付、報告を要められたことに關して、十時校長原案の答申文を以て見るも、校風の概要が推測出来ると思ふのである。

(前略)

一、思想上注意ヲ要スル生徒ニ及ボシタル影響

本校ニ於テハ目下特ニ注意ヲ要スト判明セル生徒ナク、隨ツテ特記スベキコトナシ

二、一般生徒ニ及ボシタル影響

本校ニ於テハ、此ノ問題ニ關シテ何等ノ意見ヲモ疑問ヲモ提起シタルモノナク又、前述ノ如ク本校ニ於テハ寧ロ之ニ觸レシメザルコトヲ欲スルニヨリ何等具體的影響ヲ認メズ

龍南天地
和氣漲る

之を要するに、波瀾重疊を極めた社會思潮も、年を閱するにつれて鎮靜し、我が龍南の天地にも亦、靄々たる和氣が漲るやうになつた。龍南會の豫算會議も、平和すぎるほど平和になつた。師弟間の情誼も、他に比して優るとも劣らぬ濃やかさを増して來た。多年熱しきつた對七高野球試合の代りには、綠川に又畫湖に於けるポート

・レースに、青春の血を湧かすことともなつた。濟美館に、武夫原に、將又東光原に、其の他の練習場に、己を忘れて心身の鍛錬にいそしむ者も多くなつた。昭和十年の春からは、總務部主催の下に、武藏塚邊に於て、兎狩も催さるゝこととなつた。往年の盛大には及ばぬとしても、龍南校風の健實さを物語るよすがには充分であらうと思ふ。かくして我が龍南人は、創立五十周年の記念日を待望して已まなかつたのである。故に若し七月七日の蘆溝橋の事件がきっかけとなつて、這回の支那事變が起らなかつたならば、どれくらゐ盛大を極めたことだらう。

参考 配屬將校に關する勅令・省令・訓令

配屬將校
に關する
勅令・省
令・訓令

勅令

陸軍現役將校配屬令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

攝政名

大正十四年四月十一日

内閣總理大臣子爵 加藤高明

陸軍大臣 宇垣一成
文部大臣 岡田良平

勅令第三百三十五號

陸軍現役將校學校配屬令六條(省略)

省令 文部省令 陸軍省令

陸軍現役將校學校配屬令施行規程二條(省略)

文部省訓令第五號

大學 直轄諸學校
公立私立ノ高等學校及專門學校
北海道廳 府 縣

今般勅令第三百三十五號ヲ以テ陸軍現役將校學校配屬令ヲ定メラレ

文部省令ヲ以テ陸軍現役將校配屬令施行規程ヲ公布セリ

國民ノ心身ヲ健全ニ發達セシメテ其ノ資質ヲ向上セシメ以テ國力ヲ増進シ國運ノ隆昌ヲ圖ル内外現時ノ情勢ニ鑑ミ最モ喫緊ノ一義務タリ而シテ其ノ目的ノ達成ハ主トシテ之ヲ教育ノ效果ニ待タサルヘカラス故ヲ以テ明治維新以來教育制度ヲ定ムルヤ思フ此ニ致シテ施設經營ハ明治十九年教育法令ヲ課スルコトトセリ當時一般ノ學校ニ於テ教師モ生徒モ熱心ニ事ニ此ニ從ヒタレハ其ノ教育ノ實績ヲ進メタル功顯著ナルモノアリタリ然ルニ時勢ノ變遷ニ伴ヒ學校ニ於ケル兵式體操モ動モスレハ當初ノ精神ト乖離シ徒ニ形式ニ流レテ其ノ眞髓ヲ失ハムトスル傾向ナキニアラス是ニ於テ大ニ之ヲ振作シテ體育ヲ促進スルト共ニ德育ヲ裨補シ併セテ國防能力ノ増進ヲ圖ルノ必要朝野ニ論議セラルルニ至レリ嚮ツテ世界ノ大勢ヲ察スルニ大戰以來歐米諸國ニ於テハ國民訓練又ハ軍事豫備教育ト稱スルモノ著シク發達シ之ニ依リテ實質剛健ノ士風ヲ振起シ社會民心ヲ善導シ且國民ノ間ニ國防思想ヲ普及セシメムコトヲ期セリ我カ國ハ列強ニ先チテ學校教育ニ兵式體操ヲ加ヘ國民訓練ノ實ヲ示シタルニ拘ラス近時却テ彼ニ一籌ヲ輸スルノ情態ニ在ルハ頗ル遺憾トスル所ナリ

内外ノ情勢右ニ述ヘタルカ如シ當局ニ於テハ夙ニ學校ニ於ケル教練ヲ一層振作スルノ方針ヲ定メ之カ爲ニハ現役將校ヲシテ其ノ指導ノ任ニ當ラシムルコトノ有效ナルヲ認メ之カ實行方法等ニ就キテ考究ヲ重ネタル結果今般其ノ實現ヲ見ルニ至レリ抑々學校ニ於テ教練ヲ課スルノ目的ハ學生生徒ノ心身ヲ鍛鍊シテ其ノ資質ヲ向上セシムルニ在リ換言スレハ國家的觀念ヲ明確ニシテ獻身奉仕ノ精神ヲ振起シ自主自立ノ習慣ヲ馴致シテ責任ヲ盡シ規律ヲ重ンシ節制ヲ守リ協同ヲ尙ヒ且命令ニ服從スルノ氣風ヲ作興シ身體ヲ強壯ニシテ志氣ヲ鼓舞シ更ニ堅忍敢爲ノ精神ヲ涵養スルニ在リ而シテ之カ勵行ニ依リテ國防能力ヲ増進セシムルノ結果ヲ生スルハ論ヲ須タス

今次ノ施設ハ現役將校ヲ學校ニ配屬セシメ教練教授ニ當ラシムルモノナレトモ之ヲ以テ在來ノ勤務セル教練ノ教師ニ代ヘムトスルノ趣旨ニアラスシテ教練ノ教授能率ヲ増大シ其ノ實施ヲ一層適切有效ナラシメムトスルニ外ナラス隨ツテ配屬將校ハ當該學校長ノ監督ノ下ニ立チ其ノ指揮ニ基キテ業務ニ從事スヘキハ勿論其ノ教授ニ際シテモ善ク他ノ學科目トノ聯絡ヲ保チ

學生生徒心身發達ノ狀況ニ應シ別ニ定ムル教授要目ニ準據シテ之ヲ實行スヘキモノトス
 地方官長及學校當事者ハ克ク其ノ趣旨目的ヲ體シ相當設備ノ充實ヲ圖ルコトニカメ且運用宜シキヲ制シ以テ其ノ實績ヲ擧ケルニ遺憾ナカラムコトヲ期スヘシ

大正十四年四月十三日

文部大臣 岡田良平

〔註一〕 是ノ月〔明治十七年二月〕體操傳習所ヲシテ步兵操練科ノ程度施行ノ方法適否等ヲ調査セシム〔文部省沿革略記摘錄〕

〔註二〕 直轄諸學校ニ於テハ、各個部隊教練、射擊、指揮法、陣中勤務、軍事講話ニ就イテ、毎週一・五時間、毎年野外演習四日ト定メラレテキルコトハ、人ノ知ル所デアル。

第七節 本校の現況と開校五十年記念式典

第一 本校の現況

人若し本校の現況如何と問はば、吾等は何と答ふべきであらうか。今假りに昭和十二年乃至十三年の第五高等學校一覽の目次を案するに、〔第一〕沿革略、〔第二〕學年曆、〔第三〕高等學校ニ關スル法令、〔第四〕學則第一章學科課程教授時數、第二章學年學期及休業日、第三章入學在學及退學、第四章成績考查修了及卒業、第五章懲戒、第六章授業料、第七章制服、第八章習學寮、第九章生徒心得、第十章圖書、〔第五〕細則一學制施行細則、第一章

昭和十二年
 本校一覽目次

隨意科目及選擇科目、第二章野外演習及射擊演習、第三章入學在學及休學、第四章編成、第五章成績考查、第六章授業料及寄宿料、第七章制服、第八章習學寮、第九章通學、第十章生徒心得、第十一章圖書、〔二〕評議員規程〔三〕教授會規程〔四〕監督教育規程〔五〕學年教員會規程〔六〕學科目教員會規程〔七〕校務分掌規程〔八〕事務員服務細則〔九〕校醫服務規程、〔第六〕職員、〔第七〕生徒及卒業生〔一〕生徒氏名〔二〕生徒入學志願者卒業生學科別表〔三〕生徒本籍別表〔四〕入學志願者入學者學曆調〔五〕生徒及入學者並卒業生年齡調〔六〕昭和十年卒業生ノ狀況調〔七〕卒業生氏名〔八〕卒業生學科年別人員表、〔第八〕敷地建物及ビ附圖龍南會規程等の多端に分たれて居り、此等の各項を略述することだけでも容易なことではなく、且本校の教育方針學科課程學則その他既記と變りないものは一切之を省略し、龍南會の如きは、該章に譲つて、茲には現在本校の認識に對して缺くべからざるもののみを表示し、而る後生徒生活狀態の一面を記するにとにしたいと思ふ。

一、職員及生徒（昭和十二年四月現在）

職		員		生			
官職名	人員	官職名	人員	種別	第一學年	第二學年	第三學年
校長	一人	囑託教員	一人	甲類	九〇	八八	七三
名譽教授	二人	教務囑託	三人	乙類	三〇	三一	二二
教授	卅八人	書記	五人	計	一二〇	一一九	九五
生徒主事	兼一人	主事	一人				三三四
		補徒	一人				二五一
							八三
							計
							四月末日調

職員及生徒